

企画提案書作成要領

1 プロポーザルによって選定される受託者の業務

別添「カーボンニュートラル加速化先導モデル構築事業委託業務」企画提案指示書のとおりです。

2 企画提案書の内容

- (1) プロポーザルは、別紙の企画提案書の書式に基づき作成することとしますが、ワープロで浄書することや紙面を適宜増やすことは差し支えありません。
- (2) 企画提案書の内容、当該書式に示す項番に沿って過不足なく記載してください。
- (3) 書式の規格はA4タテとし、表紙と目次を除き20ページ以内としてください。
- (4) 文書を補完するための最小限の写真やイラスト、イメージ図は使用して差し支えありません。

3 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価は、次の基準に基づき総合的に判断します。

- (1) 業務遂行能力全般
 - ① 業務を実施するための適切な体制、全体スケジュール、経費積算となっているか。
 - ② CNに関する幅広い知見を有し、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制となっているか。
- (2) 企画提案内容
 - ① CN化プランを作成する2業種（想定する道内企業2社）の選定理由は適切か。
 - ② 当該企業の主要な排出源、排出活動の現状や、状況把握の手法は適切か。
 - ③ 効果的で十分達成可能なCN化プランの作成。
 - ・業種や企業の状況に即した最適かつ複合的なCN化の手法を検討する内容となっているか。
 - ・設備機器の更新時期や企業の財務状況等も考慮して取組を検討する内容となっているか。
 - ・2050年のCN達成に向け、短期・中期・長期的な視点でプラン作成を検討する内容となっているか。
 - ④ 次世代エネルギーや新技術の活用など、先導的な取組を検討する内容となっているか。
 - ⑤ 報告書にとりまとめる内容は、プラン作成の検討過程や課題・解決法など、CNを目指す他の企業の参考となる内容か。
- (3) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者雇用」に関する事項
 - ・道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出してください。

4 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 「1 企画提案事業者（又は企画提案コンソーシアムの各構成員）の状況」は、企画提案事業者（コンソーシアムで参加する場合は、当該コンソーシアムの各構成員）の企業名、代表者のほか、資本金、従業員数、業種・営業種目等を記載してください。
- (2) 「2 企画提案事業者（又は企画提案コンソーシアムの各構成員）の主な業務経歴」は、本業務の類似業務（一部でも可）について、企画提案事業者（コンソーシアムで参加する場合は、当該コンソーシアムの各構成員）の過去の主な業務実績を記載してください。また、CNに関する知見について特記事項があれば記載してください。
- (3) 「3 総括責任者及び業務実施担当員」は、確実に担当できる方としてください（企画提案後に当該業務を担当できなかったときには、失格となる場合があります）。

なお、コンソーシアムで参加する場合は、別に定めるコンソーシアム協定書における幹事企業に所属する方を記載してください。

- (4) 「4 管理体制」は、当該業務を実施するにあたっての管理体制の概要を記載してください。
- (5) 「5 業務処理スケジュール」は、業務開始から終了までのスケジュールと、期間内に確実に業務を完了するために工夫している点について記載してください。
- (6) 「6 所要経費積算額」は、税込み価格とし、業務指示書記載の予算上限額を超えないようにしてください。
- (7) 「7 企画提案（1）CN化プランを作成する2業種の選定について」は、日本標準産業分類に基づく大分類の業種名のほか、プラン作成を想定する企業名についても記載してください。
- (8) 「7 企画提案（2）」以降は、「カーボンニュートラル加速化先導モデル構築事業委託業務」業務指示書の目的や内容を踏まえ、様式の項番に従い記載してください。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出は次によります。

ア 提出部数 9部（※）

※このうち8部については、企画提案事業者名（又はコンソーシアムの構成員名）の記載が必要な箇所について、「●●株式会社」など固有名称を伏せた上で、業種のみが分かるように記載してください。また、「3 総括責任者及び業務実施担当員」についても、氏名は記載せず、「7（1）CN化プランを作成する2業種の選定について」は、業種のみ記載し、企業名は記載しないでください。（添付資料も同様）
残り1部については、固有名称や氏名、CN化プランを作成する2業種の企業名を記載してください。

- イ 提出場所 060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課省エネ・新エネ促進室
水素産業担当
- ウ 提出期限 令和4年6月27日（月） 午後5時
期限までに提出がない場合は、棄権したものとみなします。
- エ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留に限る）によること。

(2) その他

- ア ファクシミリ等による提出は認めません。
- イ 要求した内容以外の書類、図面等は受理しません。
- ウ 提出された企画提案書は返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

6 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案書についてヒアリングを行います。
- (2) ヒアリングの日時、場所等は別途お知らせします。ヒアリングに参加がない場合は棄権とみなします。
- (3) ヒアリングは、提出いただいた企画提案書のみで行います。（追加資料の配付やパソコンやスクリーン、その他掲示物、模型等の使用も一切認められません。）
- (4) 企画提案書の提出が5を超えた場合は、第1次審査（書面審査）で絞り込みを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。